

## 令和元年度 文教委員会資料②

### 【議案第80号】

川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料

川崎市住居表示に関する条例の一部改正について

参考資料

新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和元年6月5日)

## 川崎市住居表示に関する条例の一部改正について

### 1. 改正内容

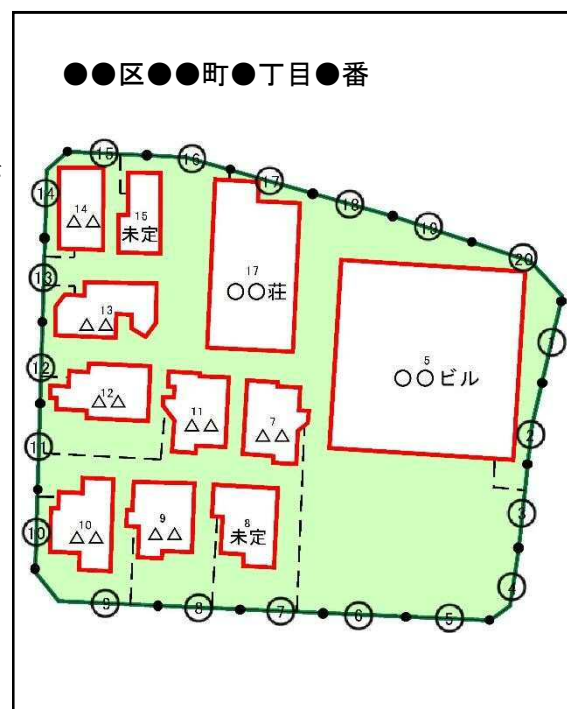
住居表示台帳等の開示請求件数は近年急増しているが、その開示請求者は地図情報を作成・販売する業者（以下「地図業者」という）であり、受益と負担の適正化の観点から、手数料を徴収することとするもの。

### 2. 住居表示台帳

住居表示実施区域における住居番号（いわゆる住所）については、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号、以下「法」という）、川崎市住居表示に関する条例（昭和 38 年川崎市条例第 41 号）及び川崎市住居表示に関する条例施行規則（昭和 39 年川崎市規則第 59 号）の規定により、建築物の新築・除却等の届出に基づき、決定・通知している。（年間処理件数：約 5,200 件）

また、法第 9 条第 1 項の規定により、市町村は住居表示実施区域の住居表示台帳を備えなければならないとされており、当該台帳（右図）に建物を作図して住居番号の決定及び廃止等を行い、維持管理している。

なお、本市においては、平成 25 年度から地図情報システムにより台帳を電子化している。



住居表示台帳(1街区分)

### 3. 住居表示台帳等の開示請求の現状

	住居表示台帳			受付簿請求件数
	開示請求件数	開示請求街区数	開示資料枚数	
平成 28 年度	16 (計3社)	117	132	3,337
平成 29 年度	16 (計3社)	221	526	3,412
平成 30 年度	21 (計4社)	648	1,933	3,314

※ 上記件数の請求者（4社）は全て、地図情報やカーナビゲーションデータの更新用等に請求している地図業者。

#### 4. 手数料の金額と根拠

	単位	開示請求街区数	適用除外
住居表示台帳の閲覧・写しの交付	1街区	350円	関係人(※)は無料
届出書又は申出書の写し	1件	300円	〃
受付簿の写し	1件	30円	—

※ その街区に住居がある住民、住居の建築・不動産・管理会社、土地所有者などの関係人は、手数料は免除とする。

(住居表示に関する法律第9条第2項 「市町村は、関係人から請求があったときは、住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない」)

##### (1) 住居表示台帳の閲覧・写しの交付：1街区につき350円

1街区当たりの開示請求対応にかかる処理時間=5.6分

職員人件費=61円@1分(年1人695万円÷勤務日数245日÷7.75時間÷60分)

システム保守=2.1円@1分(年25万円÷保守対応245日÷7.75時間÷60分)

$$5.6分 \times (61円 + 2.1円) = 353.3円$$

##### (2) 届出書又は申出書の写し：1件につき300円

1件当たりの開示請求対応にかかる処理時間=5.0分

$$5.0分 \times (61円) = 305円$$

##### (3) 受付簿の写し：1件につき30円

1件当たりの開示請求対応にかかる処理時間=0.5分

$$0.5分 \times (61円 + 2.1円) = 31.6円$$

##### (参考) 収入見込額 (H30実績ベース)

住居表示台帳の写し 350円×648枚=226,800円

受付簿の写し 30円×3,314件=99,420円

計 326,220円

#### 5. 近隣自治体の手数料徴収状況 (写しの交付)

横浜市 (300円)、鎌倉市 (300円)、藤沢市 (400円)、横須賀市 (300円)、さいたま市 (300円) など

#### 6. 施行日

議決後、周知等の期間を経て、令和元年10月1日に施行。

川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市住居表示に関する条例 昭和38年12月21日条例第41号</p>	<p>○川崎市住居表示に関する条例 昭和38年12月21日条例第41号</p>
<p>川崎市住居表示に関する条例 (趣旨)</p>	<p>川崎市住居表示に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「法」という。)第4条及び第8条第2項の規定に基づき、法第3条第3項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後の住居表示に関して必要な事項を定めるものとする。 (街区符号の変更等)</p>	<p>第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「法」という。)第4条及び第8条第2項の規定に基づき、法第3条第3項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後の住居表示に関して必要な事項を定めるものとする。 (街区符号の変更等)</p>
<p>第2条 市長は、街区符号をつけ、変更し、又は廃止するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。 (住居番号の変更等)</p>	<p>第2条 市長は、街区符号をつけ、変更し、又は廃止するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。 (住居番号の変更等)</p>
<p>第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物で規則で定めるもの(以下「建築物」という。)を新築し、移転し、除却し、若しくは建築物の主要な出入口若しくはそれへの通路を新設し、変更し、又は建築物が滅失した場合は当該建築物の所有者、管理者又は占有者(以下「建築物の所有者等」という。)は、ただちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物で規則で定めるもの(以下「建築物」という。)を新築し、移転し、除却し、若しくは建築物の主要な出入口若しくはそれへの通路を新設し、変更し、又は建築物が滅失した場合は当該建築物の所有者、管理者又は占有者(以下「建築物の所有者等」という。)は、ただちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 前項に定める場合のほか、建築物の所有者等は、当該建築物に住居番号をつけ、又は従来に住居番号を変更し、若しくは廃止する必要が生じたときは市長にその旨を申し出ることができる。</p>	<p>2 前項に定める場合のほか、建築物の所有者等は、当該建築物に住居番号をつけ、又は従来に住居番号を変更し、若しくは廃止する必要が生じたときは市長にその旨を申し出ることができる。</p>
<p>3 市長は、第1項の届出又は前項の申出があったときは、ただちに必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>3 市長は、第1項の届出又は前項の申出があったときは、ただちに必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、ただちに関係人に通知しなければならない。 (住居番号の表示)</p>	<p>4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、ただちに関係人に通知しなければならない。 (住居番号の表示)</p>
<p>第4条 建築物の所有者等は、市長が別に定める場合のほか、次の各号の定め</p>	<p>第4条 建築物の所有者等は、市長が別に定める場合のほか、次の各号の定め</p>

改正後	改正前
<p>めるところにより、当該建築物の住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。</p>	<p>るところにより、当該建築物の住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。</p>
<p>(1) 建築物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近 (2) 建築物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建築物から道路へ通ずる主要な通路が道路に接する附近</p>	<p>(1) 建築物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近 (2) 建築物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建築物から道路へ通ずる主要な通路が道路に接する附近</p>
<p>2 前項の表示様式は、法第12条の規定による基準に基づき市長が定める。 (勧告)</p>	<p>2 前項の表示様式は、法第12条の規定による基準に基づき市長が定める。 (勧告)</p>
<p>第5条 市長は、第3条第1項又は前条の規定による義務を怠る者に対して、その義務を履行するよう勧告することができる。 <u>(住居表示台帳等の閲覧又は写しの交付)</u></p>	<p>第5条 市長は、第3条第1項又は前条の規定による義務を怠る者に対して、その義務を履行するよう勧告することができる。 (新設)</p>
<p>第6条 市長は、請求があったときは、次に掲げる書類（以下「住居表示台帳等」という。）を閲覧に供し、又は写しを交付するものとする。</p>	
<p>(1) <u>法第9条第1項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）</u></p>	
<p>(2) <u>第3条第1項の規定による届出書及び同条第2項の規定による申出書（以下「届出書等」という。）</u></p>	
<p>(3) <u>第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る事項を記録した帳簿（以下「受付簿」という。）</u></p>	
<p>2 前項の場合において、市長は、請求に係る住居表示台帳等の一部に<u>川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第8条に規定する不開示情報が記録されている部分があるときは、当該部分を除いた部分につき</u>閲覧に供し、又は写しを交付するものとする。 <u>(手数料)</u></p>	
<p>第7条 市長は、前条の規定に基づき住居表示台帳等を閲覧に供し、又は写しを交付する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>	
<p>(1) 住居表示台帳 1街区につき 350円 (2) 届出書等 届出又は申出1件につき 300円</p>	

改正後	改正前
<p>(3) 受付簿 届出又は申出1件につき 30円</p> <p>2 前項の手数料は、請求の際、請求者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの請求による時。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第8条 この条例に定めるもののほか、住居表示に関して必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第6条 この条例に定めるもののほか、住居表示に関して必要な事項は、市長が定める。</p>